

入所選考基準改定の検討課題について

1 専門部会で方向性が示された事項について

前回までの専門部会内の議論により示された方向性を踏まえ、以下のとおり、基本指數及び調整指數の一部についての改定を提案する。

(1) 基本指數

- ① 出産の指數の変更と、それにともなう他の項目の調整
(資料 2-1 「1 現行 番号 3 ⇒ 2 改定案 番号 3」、資料 2-3 「1 現行第四優先項目⑦ ⇒ 2 改定案 第三優先項目④」、資料 2-3 「1 現行第四優先項目④～⑥ ⇒ 2 改定案 第三優先項目⑤～⑦」)
- ② 若年保護者に対する配慮について検討すること

(2) 調整指數

- ① 育児休業取得者に対する指數適用範囲の拡大
(資料 2-2 「1 現行 番号 5・6 ⇒ 2 改定案 番号 5・6」)
- ② 地域型保育事業所を利用する児童の卒園後の受入について新たに指數を規定する
(資料 2-2 「1 現行 規定なし ⇒ 2 改定案 新規規定」、資料 2-3 「1 現行 第二優先項目 ⇒ 2 改定案 削除」)

2 検討課題に対する考え方と対応案について

前回資料 3、4 にて提示した事項及び部会においてご意見のあった事項について子育て支援部内で検討を行ったことについて、以下のとおり提案する。

(1) きょうだいが同一の保育所等の利用を希望する場合について

前回資料 3 にて、事務局案として改定予定なしと提示した事項について再考し、検討した。

新規入所の選考においては、きょうだいがいる児童を優先した場合、きょうだいがない児童の入所の障壁となることから、配慮することは困難である。ただし、既に入所している児童について、いずれかのきょうだいが在籍する同一の施設に転園を希望する場合にあっては、転園元の施設に空きが出ることから、全体のバランスを考慮し、きょうだい別園となっている場合に適用となる調整指數の点数に加点をすることとした。

(資料 2-2 「1 現行 番号 7 ⇒ 2 改定案 番号 7」)

(2) 若年保護者への配慮について

前回、別表にて規定することを事務局が提案したが、専門部会において、若年者の定義及び適用すべき必要性の判断など、運用面でさらに検討を要するとされた。

その後の内部検討時において、別表における規定方法についても検討を要すると考えたため、今回の改定案には反映していない。

なお、現在の入所選考においては、養育困難家庭として子ども家庭支援センターからの意見が付される家庭について配慮しており、事案によっては、保護者が若年である場合も含まれている。

(3) 就学等（職業訓練又は就学）の指数について

現行基準は、職業訓練や在籍する学校等の内容により、2区分の指数が設定されている。

窓口等の保護者意見として、保護者が拘束されることについては就労者と同様であり、指数も同様に見るべきとの意見及び要望が出されたことがある。

近隣市にて、就労の指数に準じ、保護者の拘束日数及び時間数により指数の設定がなされている自治体もあることから、保護者が就学等に要する日数及び時間数を考慮することが検討された。

職業訓練などは受講日数及び時間数があらかじめ定められている一方、その他の学校等では保育所等の利用申請時点でカリキュラムが定まっていない、自身の選択により期別で受講状況が変わるなど、実態及び実績の把握が困難なものもある。客観的に判断し難い場合があり、運用面で新たな課題が生じるため、今回の改定では見直しを見送るものとした。

(4) 多子世帯の調整指数の適用範囲について

加点の対象となる世帯について、「未就学児童3名以上」という適用範囲から、「小学生までの児童3名以上」、又は「中学生までの児童3名以上」などというように適用範囲の拡大について、部内で検討が行われた。

調整指数に適用した場合、多子世帯について配慮するという以上に、きょうだいがない児童の入所の障壁になるおそれがあるため、調整指数ではなく、指数同点時の配慮事項とすることを提案する。

（資料2－3「1 現行 第六優先項目 規定なし ⇒ 2 改定案 第五優先項目 番号④の規定を変更し新規規定」）

(5) 多胎児への配慮について

（4）と同様の考え方から、調整指数への適用による指数差を設けず、指数同点時の配慮項目とすることを検討した。

現行基準において、世帯内に保育を利用していない児童が複数いる状況での同時入所申請についての配慮項目があり、多胎児をもつ世帯の多くがその項目に該当するものと考えられるため、新たな配慮項目は導入しないものとした。

（資料2－3「1 現行 第六優先項目 ③ ⇒ 2 改定案 第五優先項目②」）

(6) 育児休業を取得可能な外勤就労者と、育児により事業を全部又は一部休業している自営業者との均衡について

育児による休業をする自営業者について、育児休業を取得する外勤就労者と同じ調整指數を適用することを検討した。

現に就労している場合と比較して実態及び実績の把握が困難であること、実態と異なる申出をすることを助長するおそれがあること、及び適用対象者とそうでない者との差の判断により、不公平感が増すおそれがあることから、適用しないものとした。

(7) 育児休業の早期切上げ、育児休業取得中の認可外保育施設利用への対応について

入所基準のみの対応では全てに対応できるものではなく、今後の子育て環境の整備等と連動するものである。

入所基準においては、認可外保育施設利用児童と育児休業取得中の世帯の児童との間の差を生じないように調整する必要があり、現行において差が生じる可能性がある優先項目

を見直すものとする。

(資料2－3 「1現行 第二優先項目 ⇒ 2改定案 削除」、「1現行 第六優先項目 ②・④ ⇒ 2改定案 第五優先項目 ②を削除、④の規定を(5)のとおり変更」)

(8) 遠方の保育施設を利用する児童が市内保育所への入所を希望する際の配慮について
職場までの通勤時間に関する考慮と同様に、極めて個別的な事由であること、また、このことに配慮することで、遠方の認可外保育施設の利用を助長するおそれがあるため、適用しないものとした。

(9) 障害児童への配慮について

現行基準において、すでに優先項目に位置づけられているため、これ以上の見直しは行わないこととした。

(資料2－3 「1現行 第三優先項目 ⇒ 2改定案 第二優先項目」)

(10) 慢性疾患を有する児童への配慮について

保育所等において、恒常的に医療的な補助を必要とする児童に対応することは、通常想定されていない。また、現在の保育所等においては看護師などの専門職の配置に課題を有することから、今回の改定案においては適用していない。